

(大臣官房予算課営繕発注)

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付すので、参加を希望する者は、下記の要領により競争参加資格確認資料等を提出されたく公告する。

記

1 工事概要

(1) 工 事 名：公務員宿舎（八岳農場 2 6）解体撤去工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所：長野県茅野市玉川 1 1 4 0 1－1

(3) 工事内容：本工事は、宿舎 2 棟及び屋外設備の解体撤去を行うものである。

【建物概要】

用 途：戸建住宅

構 造：C B 造

規 模：建物 2 棟 3 戸、平屋建、延べ面積 計 203.26 m²

(4) 工 期：令和 9 年 1 月 15 日まで

(5) 本工事は、原則として農林水産省電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により入札を行う工事とするが、電子入札方式により難しい者であって、かつ、競争参加資格確認通知書の受領後に「紙入札による申出書」を提出し、許可を得た者は紙入札方式（持参に限る。）に代えることができる。

また、入札に参加しようとする者に対し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料の提出を義務付けるものとする。

(6) 本工事は、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(7) 本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。

なお、電子契約システムにより難しい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

(1) 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 農林水産省大臣官房参事官（経理）（以下「参事官（経理）」という。）における対象工事種別に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のう

ち、「建築一式工事」でB、C又はD等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、参事官（経理）が別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 本工事に主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (6) 本工事に経常建設共同企業体として資料等を提出した場合、その構成員は単体として資料等を提出することはできない。
- (7) 申請書及び資料等の提出期限の日から開札の時までの期間に、参事官（経理）から「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け 59 経第 779 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 参事官（経理）が発注した工事で指定工種に属するもののうち、令和3年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (9) 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は入札説明書による。）。
- (10) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け 19 経第 1314 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、参事官（経理）に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 提出された申請書及び資料等（入札説明書による。）が適正であること。

3 入札説明書の交付

- (1) 交付期間：令和8年9月16日から令和8年10月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の10時00分から16時00分まで。ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。
- (2) 交付方法：電子入札方式により配布する。ただし、電子入札方式に対応していない等の理由で入手できない場合は、電子メールで送付する。
希望者は、（3）へ工事名、社名、担当者名及びメールアドレスを連絡すること（紙媒体での交付も可）。
- (3) 交付場所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号
農林水産省大臣官房予算課営繕総括班営繕総括第2係
（本館1階ドア番号：本120）
電話：03(3591)7390
メールアドレス：yosanka_eizen@maff.go.jp

4 申請書及び資料等の提出

- (1) 支出負担行為担当官は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者から申請書及び資料等の提出を求める。(詳細は入札説明書による。)

なお、提出期限以降における申請書又は資料等の差替え及び再提出は認めない。

- (2) 提出期間：令和8年9月17日から令和8年10月6日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の10時00分から16時00分まで。ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。

提出方法：電子入札方式により提出すること。ただし、電子入札方式を利用できない場合は、上記3(3)のメールアドレスへ送付すること。

- (3) 申請書及び資料等に関する問合せ先

東京都千代田区霞が関一丁目2番1号

農林水産省大臣官房予算課営繕総括班営繕総括第2係

電話：03(3591)7390

メールアドレス：yosanka_eizen@maff.go.jp

- (4) 提出部数 各1部

5 入札の執行等

- (1) 入札書は、電子入札方式により提出すること。ただし、予め発注者の承諾を得た場合は、紙により入札に参加することができる。

① 電子入札方式による入札の場合は、令和8年10月29日13時30分までに提出すること。

② 紙入札方式により入札に参加する場合は、令和8年10月29日13時30分までに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター(八岳農場)(長野県茅野市玉川11401-1)に持参すること。

③ 開札は、令和8年10月29日14時00分 農林水産省大臣官房予算課入札室にて行う。

- (2) 第1回の入札に際しては、入札参加者に、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

- (3) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、参事官(経理)により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて上記2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

- (5) 落札者の決定方法

① 予決令第79条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認

められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち、最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とするところがある。

- ② 上記①において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上いるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わつて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

7 その他

- (1) 支出負担行為担当官が必要と認める場合には、資料等の内容についてヒアリングを行うことがある。

- (2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金：免除

- ② 契約保証金：納付。納付額は請負代金額の10分の1以上とする。(保管金の取扱店みずほ銀行虎ノ門支店)ただし、金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができるとともに、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (4) 違約金について

本契約に関し、請負者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- ② 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- ③ 公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- ④ 本契約に関し、請負者又は請負者の代理人(請負者又は請負者の代理人が法人にあつて

は、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- ⑤ 請負者が上記の①から④までの違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じた額を発注者に支払わなければならない。

(5) 電子入札方式について

- ① 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。
- ② 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- ③ 電子入札方式の運用については、「農林水産省電子入札システム運用基準標準例(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)」によるものとする。

(農林水産省電子入札センター：<https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>)

(6) その他の詳細は、入札説明書による。

以上公告する。

令和8年9月16日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官(経理)
須 田 亙

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されています。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページを御覧ください。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)

- 2 農林水産省は、「経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)」に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。